

新型コロナウイルス感染症と出席停止について

感染者と特定された場合や濃厚感染者となった場合には登校を停止し、速やかに学校に連絡をお願いします。

児童生徒が感染した場合

学校への伝達内容

- ①保健所から通知があった日
- ②発症日(症状が出ている場合)
- ③検査日
- ④保健所から登校再開可能といわれた日

○保健所からの連絡がない場合、以下を基準として登校再開日を決定します。

- ・症状がある場合・・・発症日から10日経過し、かつ症状軽快から72時間経過後からの登校が可能です。
- ・症状がない場合・・・検査日から10日間経過後に登校が可能です。

児童生徒が濃厚接触者と特定された場合

学校への伝達内容

- ①保健所から通知があった日
- ②現在の体調

○感染者と最後に接触した日の翌日から14日間を出席停止とします。

児童生徒の同居家族等が濃厚接触者と特定された場合

学校への伝達内容

- ①保健所から通知があった日
- ②現在の体調

○登校は可能です。ただし、他への感染等を心配して保護者が休ませたいと希望する場合、出席停止として取り扱うことができます。

その他にも、以下の条件に合致した場合、出席停止とすることができます。

※児童に発熱等がある場合、本人の発熱症状等がおさまるまで。

※同居家族に発熱がある場合、該当者の発熱症状等がおさまるまで。

※感染症への不安等から、保護者が登校を控えさせたいと判断した場合。

新型コロナウイルス感染症の流行を止めるため、上記のように幅広く出席停止として取り扱うことができ、欠席扱いとはなりません。

学校での感染を不安に思う場合には、登校を控えて各家庭で学習を進めるという選択も可能です。